

子どもにやさしい空間

ガイドブック 第1部（理念編）



このガイドブックをお読みいただく前に

災害や事故などの緊急事態では、家庭・学校・遊び場・地域などの子どもたちを取り巻く生活環境や生活習慣は大きく変化します。それに伴って、子どもの心身の健康や発達・成長にもさまざまな影響があると考えられています。

緊急時に、子どもたちにとって安全で安心できる空間づくりをいち早く行うことは、子どもたちの保護とこころの健康にとって大切であると、国際的に提唱されています。国連の機関であるユニセフ（UNICEF）は、2010年に『A Practical Guide for Developing Child Friendly Spaces』を公表しています。この原版に基づいて、わたしたちは日本の実情や実践者の声を反映し、日本版として本書を作成しました。

このガイドブックでは、緊急時において『子どもにやさしい空間¹（Child Friendly Space）』をつくるために理解しておくことや心がけておくこと（第1部：理念編にて）、またそのために必要な準備や実際の手続きについて（第2部：実践編にて）説明しています。

はじめに第1部（理念編）をお読みいただき、第2部（実践編）を参考にしながら、それぞれの必要に応じた「子どもにやさしい空間」づくりに役立てていただければ幸いです。

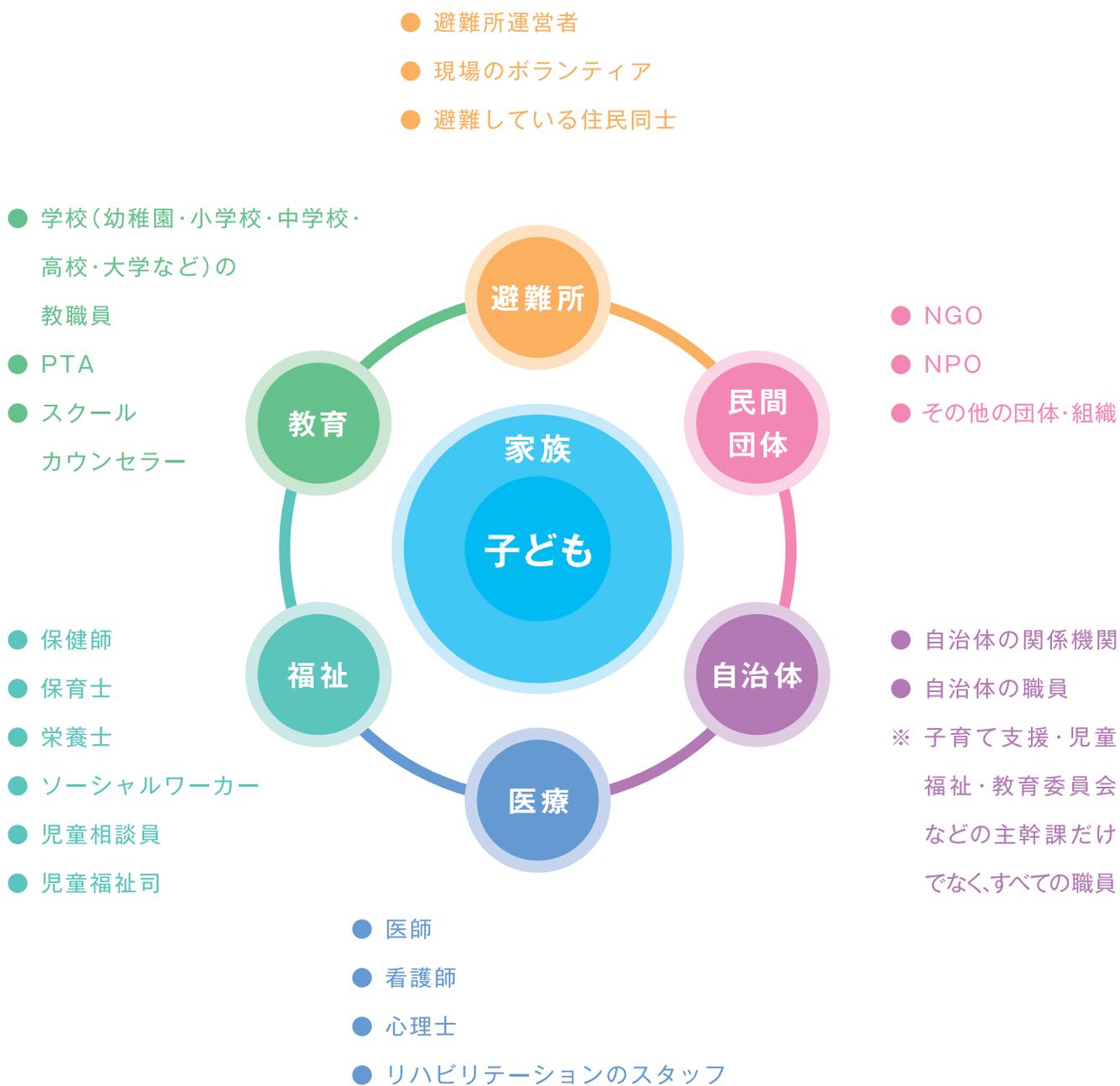
（公財）日本ユニセフ協会

（独）国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所
災害時こころの情報支援センター

1：「子どもにやさしい空間」とはユニセフによる名称です。さまざまな団体が違った名称で同じような取り組みをしています。地域や場所によって、みなさんの好きな名前を付けることもとてもよい方法です。

読んでいただきたい方々

緊急時において子どもとその家族にかかわる、さまざまな分野・職種の方々(下図参照)



「子どもにやさしい空間」とは

「子どもにやさしい空間」とは？

「子どもにやさしい空間」とは、災害や事故などの緊急事態において、避難した先で子どもたちが安心して、そして安全に過ごすことができる場を指します。

ここでは、子どもたちの遊びや学び、こころやからだの健康を支えるための多様な活動や情報が提供されます。

どんなときに必要なの？

地震、津波、台風、集中豪雨、土砂災害、火災、大規模事故など、緊急避難が必要なすべての場合です。国外においては、紛争や干ばつなども含まれます。



© UNICEF/NYHQ2011-0494/Dean

緊急時の子どもたちの状況とは？

緊急時の子どもたちは、恐怖や喪失の体験、危険な状況からの避難、住み慣れた家や地域からの移動、避難先での不自由な生活など、多くの困難に直面します。

こうした困難な状況では、安心・安全な生活環境、こころやからだの健康的な発達、遊びや学び、人とのつながりといった、さまざまな“子どもの権利”が侵害されやすくなります。

どうして必要なの？

緊急時は、保護者や周囲のおとなたちも、以前ほど子どもたちに注意を向けることが難しく、子どもの権利が守られていないことに気付きにくいものです。また、子どもの遊びや学びの場が十分ではないことも多いでしょう。子どもたちが困難を乗り越え、日常生活とこころの安定を取り戻すことができるよう、さまざまな側面から時間をかけて見守り、手助けする場が必要となってきます。

子どもたちにとっては数ヶ月の間でも心身の発達に重要な時期であることをふまえ、子どもたちとその周りのおとなに適切な支援の場を提供するのが「子どもにやさしい空間」です。

「子どもにやさしい空間」はどういうもの？

「子どもにやさしい空間」は、子どもたちの遊びや学びの場となります。

そこには子どもの多様性（年齢や性別など）にあったおもちゃや道具があり、おとなに見守られながら、ひとりで自由に過ごすことができます。また、子ども同士の交流が促されるような、さまざまな活動に参加することができます。子どもたちは、仲間とともに遊び、活動する中で回復していくでしょう。

必ずしも専門家の支援が必要というものではなく、安全で、子どもが親しみやすい雰囲気がある環境こそが、「子どもにやさしい空間」にとって一番大切なことです。

どのように役立つの？

「子どもにやさしい空間」は、緊急時において“子どもの権利”の実現に貢献します。

「子どもにやさしい空間」で、遊びや学びなど日常に近い活動ができることによって、緊急時に起こりやすいマイナスの影響は最小限にとどめられます。また子どもにとって適切な環境は、レジリエンス（回復力）を強化し、子どもが子どもらしく、こころもからだも健康でいられることに役立ちます。



© UNICEF/2011/N.Imoto



© 日本ユニセフ協会 /2011/R.Grehan

「子どもにやさしい空間」6つの大切なこと

「子どもにやさしい空間」を設置・運営するために、覚えておきたい6つの大切なことがあります。

6つの大切なこと

「子どもにやさしい空間」は、

- ① 子どもにとって安心・安全な環境であること
- ② 子どもを受け入れ、支える環境であること
- ③ 地域の特性や文化、体制や対応力に基づいていること
- ④ みんなが参加し、ともに作りあげていくこと
- ⑤ さまざまな領域の活動や支援を提供すること
- ⑥ 誰にでも開かれていること

※実際にどのように実施、運営するかについては、ガイドブックの第2部(実践編)で紹介します。

大切なこと ①

子どもにとって安心・安全な環境であること

緊急時には、子どもにとって安心・安全な環境づくりのための迅速な支援を行うことが重要です。

- 避難所などに、できるだけ早く設置すること
- 安全性を重視した「子どもにやさしい空間」の設置や運営には、子どもの保護者や、子どもにかかわるすべての人たちが、初期の段階から積極的に参加すること
- 子どもたちがあらゆる苦しみや暴力から守られるような、安心できる環境をつくり、特に支援が必要な子どもたち（親や身近な人をなくした子ども、障がいのある子どもなど）に配慮すること

大切なこと ②

子どもを受け入れ、支える環境であること

次のようなものを提供することによって、子どもを受け入れ、支える環境をつくることができます。

- ❖ 子どもにあった多様な遊びや活動
- ❖ 遊びや活動が促進されるような物理的環境
- ❖ 子どもたちを受け入れ、適切な配慮ができるスタッフ



© 日本ユニセフ協会 / 2011/K.Goto

また、子どもの支援にふさわしい環境を提供するにあたって、次のことも覚えておきましょう。

- ✿ 子どもには活動を選択したり、参加の有無を決定する自由があります
- ✿ 空間の構造や配置を工夫し、設備や備品、おもちゃなども用意しましょう
- ✿ 子どもと家族のための癒しの場と、遊びや楽しい活動を提供し、緊急時の衝撃をやわらげましょう
- ✿ 子ども同士が積極的に交流できるように支援しましょう
- ✿ 子どものレジリエンス（回復力）を支え、生活を取り戻せるようにしましょう
- ✿ 子どものライフスキル²を育てましょう
- ✿ 特に支援が必要な子どもには、専門家や専門機関を紹介できるようにしておきましょう
- ✿ 子どもとのかかわり方や配慮の仕方について、おとなたちが学ぶ機会をつくりましょう

2：困難な状況の中で直面するさまざまな危険を知るとともに、正確な情報に基づいて自らの健康を維持し、必要な選択や決定ができるスキル；例えば、衛生に対する知識、暴力から身を守る方法など。

大切なこと ③

地域の特性や文化、体制や対応力に基づいていること

「子どもにやさしい空間」が、地域の現状に沿った持続性のあるものとして機能するためには、地域の文化や習慣などに配慮することが大切です。

それぞれの地域、社会、行政機関には、緊急時の予想できない状況に対応するための支援体制が備わっています。その支援体制や、すでに地域に存在する人材、資源、取り組みなどを理解したうえで、実施していきましょう。

大切なこと ④

みんなが参加し、ともに作りあげていくこと

「子どもにやさしい空間」づくりに子どもたち自身が参加することによって、“この場は自分たちのものだ！”という認識を持つことができます。子どもを含めたさまざまな人とともに作りあげることによって、支援の質が確保され、公平性、持続性にもつながります。

家族や地域が互いに助け合う力を高めることが、こころとからだの健康と周囲の人とのつながりを回復するのに役立つ、効果的で継続的な支援となります。



大切なこと ⑤

さまざまな領域の活動や支援を提供すること

「子どもにやさしい空間」においては、遊び・教育・心理・衛生・保健・福祉・医療などの主要な分野を含んだ、多様な活動や支援があることが望まれます。

そのためには、子どもにかかわるすべての関係機関が、「子どもにやさしい空間」に協力することが求められます。

また、こうした連携を通じて、「子どもにやさしい空間」がより多くの子どもやおとなにとって利用しやすくなり、この取り組みが効果的で継続的なものになることが期待できます。



© 日本ユニセフ協会 / 2011 /

大切なこと ⑥

誰にでも開かれていること

『子どもの最善の利益』³を最優先し、子どもたちに与える影響を考慮しながら、子どもに害を与えないようにすることが大切です。

被災の程度、障がいの有無、出身、国籍、宗教、あるいは家族の理解が得られないなど、さまざまな理由にかかわらず、すべての子どもたちが「子どもにやさしい空間」を利用できるようにしましょう。

準備の段階から、家族や地域の人々とともに「子どもにやさしい空間」をつくることで、誰でも参加できるような開かれた場となります。

3：「子どもの最善の利益」：子どもの権利条約（1989年）の第3条に基づいています。

「子どもにやさしい空間」にかかわる一員として

わたしたちは、「子どもにやさしい空間」にかかわる一員として、次のようなことを心がけます。

- ❁ 『子どもの最善の利益』を最優先し、子どもたちに害を与えません。
- ❁ あらゆる子どもを差別することなく、子どもの多様性（性別・年齢など）に応じた場や活動をつくることを心がけます。
- ❁ 地域の特性や文化にあった形を模索していくことを心がけます。

- ❁ 一部の関係者や専門家だけでなく、保護者や地域の高齢者、若者や子どもなど、異なる立場の方からも積極的に意見を聞きます。
- ❁ 多様な支援を提供するために、分野をこえた関係機関との連携を図ります。
- ❁ 「子どもにやさしい空間」が同じ地域に集中しないように、支援の届かない地域ができないように、子どもにかかわる他の支援機関と調整しながら活動します。
- ❁ 異なる立場や意見に対しては、非難ではなく、対話をするように心がけます。

「子どもにやさしい空間」第1部（理念編）に賛同して下さる先生方

※五十音順（敬称略・主な所属）

- 相澤 仁 国立武蔵野学院 院長
- 五十嵐 隆 (独) 国立成育医療研究センター 総長
東日本大震災中央子ども支援センター長
- 加藤 静子 全国保健師長会 会長
- 神尾 陽子 (独) 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所
児童・思春期精神保健研究部 部長
- 木下 勇 千葉大学大学院 園芸学研究科 教授
- 小出 拓己 公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
東日本大震災復興支援事業部 部長
- 小林 純子 NPO 法人 チャイルドラインみやぎ 代表
災害子ども支援ネットワークみやぎ 代表
- 田村 浩樹 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 総務課
子どもの心のケア専門官
- 中鉢 博之 NPO 法人 ビーンズふくしま 代表
東日本大震災中央子ども支援センター福島県事務所
- 昼田 源四郎 ふくしま心のケアセンター 所長
- 村瀬 嘉代子 一般社団法人 日本臨床心理士会 会長
- 森田 明美 東洋大学 社会学部 学部長・教授
東日本大震災子ども支援ネットワーク 事務局長
- 八木 淳子 いわて子どもケアセンター 副センター長
岩手医科大学 神経精神科学講座
- 柳澤 正義 日本子ども家庭総合研究所 名誉所長
東日本大震災中央子ども支援センター 特別顧問

【監修】

金 吉晴 （独）国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所
災害時こころの情報支援センター長

【編集スタッフ】

（公財）日本ユニセフ協会 東日本大震災緊急支援本部

小野 道子 （子どもの保護アドバイザー）

本田 涼子 （心理社会的ケアアドバイザー・臨床心理士）

湯野 貴子 （心理社会的ケアアドバイザー・臨床心理士）

（独）国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所

大滝 涼子 （災害時こころの情報支援センター 研究員）

森脇 愛子 （児童・思春期精神保健研究部 研究員・臨床発達心理士）

【協力】

フジイカクホ （表紙、中面の作品提供）

発行日：2013年11月1日 ©

発行者：

（公財）日本ユニセフ協会

〒108-8607 東京都港区高輪 4-6-12 ユニセフハウス

HP： <http://www.unicef.or.jp>

（独）国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所

災害時こころの情報支援センター

〒187-8553 東京都小平市小川東町 4-1-1

HP： <http://saigai-kokoro.ncnp.go.jp>

Mail： saigai_cfs@ncnp.go.jp

